

大阪市待機児童解消特別チーム会議(第12回)

日 時: 2019(令和元)年11月26日(火) 10時30分～正午

場 所: 市役所5階 大応接室

【参考資料編】

- ・参考資料1 2020(令和2)年4月入所 保育施設等利用申込み状況(令和元年10月25日現在)
- ・参考資料2 各区の入所枠不足の解消に向けた必要整備量等について【2020(令和2)年度予算】
- ・参考資料3 【2020(令和2)年度】各区の必要整備量
- ・参考資料4 外国にルーツを持つ児童と保護者への支援

2020(令和2)年4月入所 保育施設等利用申込み状況(令和元年10月25日現在)

参考資料1

(単位:人)

区	①募集数							②申込者数							③差引 (①-②)						
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
北区	247	214	49	34	30	39	613	258	399	121	97	33	11	919	▲ 11	▲ 185	▲ 72	▲ 63	▲ 3	28	▲ 306
都島区	229	196	72	60	39	26	622	162	281	98	73	20	7	641	67	▲ 85	▲ 26	▲ 13	19	19	▲ 19
福島区	188	203	77	55	29	43	595	175	263	100	111	23	4	676	13	▲ 60	▲ 23	▲ 56	6	39	▲ 81
此花区	79	100	62	48	28	54	371	63	153	56	58	24	5	359	16	▲ 53	6	▲ 10	4	49	12
中央区	222	149	71	52	26	41	561	170	250	67	132	29	3	651	52	▲ 101	4	▲ 80	▲ 3	38	▲ 90
西区	300	194	64	50	48	47	703	210	307	76	103	21	13	730	90	▲ 113	▲ 12	▲ 53	27	34	▲ 27
港区	89	112	96	75	39	40	451	103	189	97	79	23	2	493	▲ 14	▲ 77	▲ 1	▲ 4	16	38	▲ 42
大正区	98	110	51	74	53	33	419	73	131	63	76	14	9	366	25	▲ 21	▲ 12	▲ 2	39	24	53
天王寺区	188	162	33	41	36	71	531	162	254	77	95	18	9	615	26	▲ 92	▲ 44	▲ 54	18	62	▲ 84
浪速区	98	123	45	29	32	16	343	102	147	42	54	8	3	356	▲ 4	▲ 24	3	▲ 25	24	13	▲ 13
西淀川区	137	138	57	56	45	48	481	119	225	97	86	19	10	556	18	▲ 87	▲ 40	▲ 30	26	38	▲ 75
淀川区	275	272	120	94	89	70	920	310	450	195	144	32	9	1,140	▲ 35	▲ 178	▲ 75	▲ 50	57	61	▲ 220
東淀川区	245	265	57	72	87	86	812	220	381	126	84	24	13	848	25	▲ 116	▲ 69	▲ 12	63	73	▲ 36
東成区	109	167	57	43	24	25	425	118	206	83	48	18	3	476	▲ 9	▲ 39	▲ 26	▲ 5	6	22	▲ 51
生野区	184	208	100	85	43	44	664	190	246	118	99	34	5	692	▲ 6	▲ 38	▲ 18	▲ 14	9	39	▲ 28
旭区	146	137	65	52	46	39	485	120	189	74	56	13	5	457	26	▲ 52	▲ 9	▲ 4	33	34	28
城東区	363	410	141	114	97	79	1,204	275	462	149	89	12	10	997	88	▲ 52	▲ 8	25	85	69	207
鶴見区	218	237	79	64	29	26	653	176	311	117	79	35	22	740	42	▲ 74	▲ 38	▲ 15	▲ 6	4	▲ 87
阿倍野区	218	217	79	51	26	25	616	187	334	120	62	17	4	724	31	▲ 117	▲ 41	▲ 11	9	21	▲ 108
住之江区	170	186	86	62	37	33	574	174	248	140	55	25	4	646	▲ 4	▲ 62	▲ 54	7	12	29	▲ 72
住吉区	269	232	119	56	56	66	798	232	329	173	59	24	6	823	37	▲ 97	▲ 54	▲ 3	32	60	▲ 25
東住吉区	178	214	73	53	32	40	590	155	263	88	70	20	11	607	23	▲ 49	▲ 15	▲ 17	12	29	▲ 17
平野区	234	388	174	188	117	81	1,182	219	437	203	156	30	12	1,057	15	▲ 49	▲ 29	32	87	69	125
西成区	93	126	67	76	61	74	497	86	155	68	37	13	3	362	7	▲ 29	▲ 1	39	48	71	135
計	4,577	4,760	1,894	1,584	1,149	1,146	15,110	4,059	6,610	2,548	2,002	529	183	15,931	518	▲ 1,850	▲ 654	▲ 418	620	963	▲ 821

上記のうち不足分のみの計

▲ 83	▲ 1,850	▲ 667	▲ 521	▲ 12	0	▲ 3,133
------	---------	-------	-------	------	---	---------

【参考】昨年度状況

市計	4,485	4,791	2,048	1,756	1,499	1,364	15,943	3,876	6,493	2,488	1,830	541	164	15,392	609	▲ 1,702	▲ 440	▲ 74	958	1,200	551
----	-------	-------	-------	-------	-------	-------	--------	-------	-------	-------	-------	-----	-----	--------	-----	---------	-------	------	-----	-------	-----

上記のうち不足分のみの計

▲ 22	▲ 1,715	▲ 529	▲ 272	▲ 7	0	▲ 2,545
------	---------	-------	-------	-----	---	---------

◆各区の入所枠不足の解消に向けた必要整備量等について【2020(令和2)年度予算】

参考資料2

	入所枠不足数(R3.4時点) A							整備以外で対応する入所枠 B							整備で対応する入所枠 C							整備対応枠 D						
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
北 区	▲ 102	▲ 303	▲ 90	▲ 88	▲ 7		▲ 590	72	243	10				325	30	60	80	88	7		265	30	60	80	90	95	95	450
都 島 区		▲ 76	▲ 17	▲ 6			▲ 99		68	9	6			83		8	8				16	3	8	8				19
福 島 区		▲ 54	▲ 7	▲ 30			▲ 91		41		15			56		13	7	15			35	8	13	13	15	15	15	79
此 花 区		▲ 53		▲ 6			▲ 59		53		6			59							0							0
中 央 区		▲ 153	▲ 33	▲ 101	▲ 8		▲ 295		111		53			164		42	33	48	8		131	30	42	43	48	48	48	259
西 区		▲ 71		▲ 17			▲ 88		26					26		45		17			62	18	45	45	54	54	54	270
港 区	▲ 22	▲ 83	▲ 1	▲ 1			▲ 107	16	67		1			84	6	16	1				23	6	16	16				38
大 正 区							0							0							0							0
天王寺区		▲ 80	▲ 30	▲ 40			▲ 150		35					35		45	30	40			115	9	45	45	45	48	48	240
浪 速 区	▲ 10	▲ 20		▲ 7			▲ 37	10	20		7			37							0							0
西淀川区		▲ 86	▲ 8	▲ 26			▲ 120		80		6			86		6	8	20			34	3	6	10	20	20	20	79
淀 川 区	▲ 25	▲ 130	▲ 3				▲ 158	4	76					80	21	54	3				78	21	54	54	30	30	30	219
東淀川区		▲ 24	▲ 15				▲ 39							0		24	15				39	9	24	24				57
東 成 区	▲ 9	▲ 24	▲ 7				▲ 40							0	9	24	7				40	9	24	24				57
生 野 区	▲ 35	▲ 92	▲ 18	▲ 26			▲ 171	23	76	1	16			116	12	16	17	10			55	12	16	17	10	12	12	79
旭 区		▲ 63	▲ 1	▲ 10			▲ 74		55		10			65		8	1				9	3	8	8				19
城 東 区		▲ 31					▲ 31		31					31							0							0
鶴 見 区	▲ 2	▲ 132	▲ 51	▲ 8	▲ 15		▲ 208		84	3				87	2	48	48	8	15		121	21	48	48	32	34	34	217
阿倍野区		▲ 43					▲ 43		43					43							0							0
住之江区		▲ 28	▲ 26				▲ 54		28	26				54							0							0
住 吉 区		▲ 116	▲ 52				▲ 168		116	52				168							0							0
東住吉区		▲ 8		▲ 2			▲ 10		8		2			10							0							0
平 野 区		▲ 31	▲ 11				▲ 42		31	11				42							0							0
西 成 区	▲ 2	▲ 33					▲ 35	2	33					35							0							0
合 計	▲ 207	▲ 1,734	▲ 370	▲ 368	▲ 30	0	▲ 2,709	127	1,325	112	122	0	0	1,686	80	409	258	246	30	0	1,023	182	409	435	344	356	356	2,082

③(①+②)

①

②

予算要求入所枠

※昨年度同時点の数値

H31不足数のみ	▲ 92	▲ 1,693	▲ 294	▲ 421	▲ 19	▲ 11	▲ 2,530	5	939	22	142	0	0	1,108	87	754	272	279	19	11	1,422	332	777	797	536	562	567	3,571
----------	------	---------	-------	-------	------	------	---------	---	-----	----	-----	---	---	-------	----	-----	-----	-----	----	----	-------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-------

保育所一斉入所申込時における

入所枠不足数

=

募集数

-

申込数
(第1希望)

-

各区の地域実情をふまえた必要入所枠

【2020(令和2)年度】 各区の必要整備量

参考資料3

	入所枠不足数(R3.4時点)							必要整備量					
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	認可保育所		分園・小規模等		合計	
								整備数	入所枠	整備数	入所枠	整備数	入所枠
北 区	▲ 102	▲ 303	▲ 90	▲ 88	▲ 7		▲ 590	5	450	-	-	5	450
都 島 区		▲ 76	▲ 17	▲ 6			▲ 99	-	-	1	19	1	19
福 島 区		▲ 54	▲ 7	▲ 30			▲ 91	1	60	1	19	2	79
此 花 区		▲ 53		▲ 6			▲ 59	-	-	-	-	-	-
中 央 区		▲ 153	▲ 33	▲ 101	▲ 8		▲ 295	3	240	1	19	4	259
西 区		▲ 71		▲ 17			▲ 88	3	270	-	-	3	270
港 区	▲ 22	▲ 83	▲ 1	▲ 1			▲ 107	-	-	2	38	2	38
大 正 区							0	-	-	-	-	-	-
天王寺区		▲ 80	▲ 30	▲ 40			▲ 150	3	240	-	-	3	240
浪 速 区	▲ 10	▲ 20		▲ 7			▲ 37	-	-	-	-	-	-
西淀川区		▲ 86	▲ 8	▲ 26			▲ 120	1	79	-	-	1	79
淀 川 区	▲ 25	▲ 130	▲ 3				▲ 158	2	162	3	57	5	219
東淀川区		▲ 24	▲ 15				▲ 39	-	-	3	57	3	57
東 成 区	▲ 9	▲ 24	▲ 7				▲ 40	-	-	3	57	3	57
生 野 区	▲ 35	▲ 92	▲ 18	▲ 26			▲ 171	1	60	1	19	2	79
旭 区		▲ 63	▲ 1	▲ 10			▲ 74	-	-	1	19	1	19
城 東 区		▲ 31					▲ 31	-	-	-	-	-	-
鶴 見 区	▲ 2	▲ 132	▲ 51	▲ 8	▲ 15		▲ 208	2	160	3	57	5	217
阿倍野区		▲ 43					▲ 43	-	-	-	-	-	-
住之江区		▲ 28	▲ 26				▲ 54	-	-	-	-	-	-
住 吉 区		▲ 116	▲ 52				▲ 168	-	-	-	-	-	-
東住吉区		▲ 8		▲ 2			▲ 10	-	-	-	-	-	-
平 野 区		▲ 31	▲ 11				▲ 42	-	-	-	-	-	-
西 成 区	▲ 2	▲ 33					▲ 35	-	-	-	-	-	-
合 計	▲ 207	▲ 1,734	▲ 370	▲ 368	▲ 30	0	▲ 2,709	21	1,721	19	361	40	2,082
昨年度													
合 計	▲ 92	▲ 1,693	▲ 294	▲ 421	▲ 19	▲ 11	▲ 2,530	35	2,792	41	779	76	3,571

■令和2年度1次公募(認可保育所等建設・改修) 令和元年12月下旬公募開始 ⇒ 令和3年4月開設

外国にルーツを持つ児童と保護者への支援

近年増加傾向にある、外国にルーツを持つ児童と保護者への保育サービス利用の支援のため、(公財)大阪国際交流センターと共同で、保育に関する制度の概要を説明する動画等を多言語(日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語、ベトナム語)で作成。

作成したコンテンツ

(1) 保育制度に関する説明動画(別添資料1)

【令和元年9月5日～:令和2年4月1日利用の申請書配付に合わせて、大阪国際交流センターHPで公開】

* 大阪市の保育制度についてポイントを絞って、それぞれの言語で音声の説明を行う。

(2) 保育施設への入所申込書の記載方法の説明動画

【令和元年9月30日～:令和2年4月1日利用の申請書受付に合わせて、大阪国際交流センターHPで公開】

* 各書類への記入方法や必要書類について、それぞれの言語で音声の説明を行う。

(3) 「個人情報に係る同意書及び利用申し込みに係る確認書」の翻訳(別添資料2)

【令和元年9月30日～:各区に配付】

* 申請書と同時に提出いただく同意書の内容を理解いただくため、それぞれの言語で翻訳。

保育施設を利用される方へ

保育所（園）、認定こども園、地域型（小規模）保育事業

*2019年9月現在の情報を基に作成しています。



1

目 次

- > 保育施設の種類
- > 保育を必要とする事由
- > 保育料
- > 保育施設の入所申込み
- > 申込みからのスケジュール
- > よくある質問

2

施 設 の 種 類

	施 設	入所年齢 (4月1日時点)	内 容
保 育	保育所(園)	0～5歳児 (原則 6ヵ月以上)	就労などのため家庭で保育できない保護者に代わって保育する施設
	地域型(小規模)保育事業	0～2歳児 (原則 6ヵ月以上)	保育所より少人数のこどもを預かる事業
	認定こども園(保育所部門)	0～5歳児 (原則 6ヵ月以上)	保育所と幼稚園の機能をあわせもち教育と保育を一体に行う施設
教 育	認定こども園(幼稚園部門)	3歳～5歳児	保育所と幼稚園の機能をあわせもち教育と保育を一体に行う施設
	幼稚園	3歳～5歳児	小学校以降の教育の基礎を作るための幼児期の教育を行う学校

仕事や介護などで、
家庭で保育ができないため
子どもの保育を受けたい

幼稚園で
幼児教育を
受けたい

直接、希望の施設で申し込んでください。

3

保 育 を 必 要 と す る 事 由

次のいずれかに該当する必要があります

- 就 労 ※ 1ヵ月に48時間以上働いていること
- 妊娠、出産 ※ 出産の準備や休養が必要な場合
- 保護者の病気、障がい
- 同居の親族を常時介護・看護
- 災害復旧
- 求職活動(起業準備を含む)
- 就 学

4

保育認定の有効期間

保育が必要な理由	有効期間
就労 保護者の病気・障がい 同居の親族を常時介護・看護 災害復旧	子どもの小学校就学前まで
妊娠・出産	出産予定日前8週間(多胎妊娠の場合14週間) から出産後8週間を経過した日の月末まで
求職活動(起業準備を含む)	90日を経過する日の月末まで
就学	保護者の卒業・修了予定日の月末まで

保 育 料

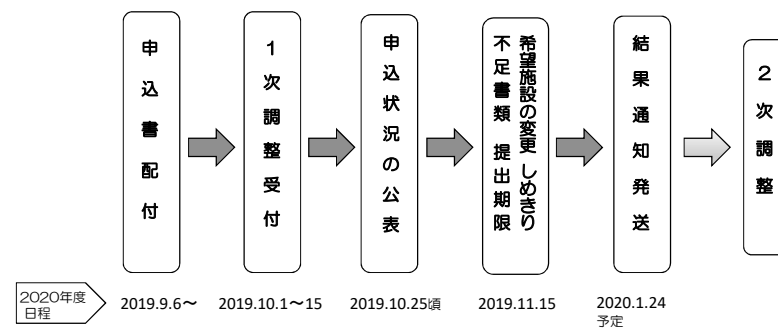
- 保育料は保護者の所得(市民税の所得割額)をもとに算出されます
 - 海外勤務等により日本に住んでいなかった方等については、勤務先が発行した給与所得額が分かる書類が必要です

4月分～8月分の保育料については、2018年1月～12月の所得金額が対象
 9月分～3月分の保育料については、2019年1月～12月の所得金額が対象
 - 多子世帯やひとり親世帯等については、保育料が減額される場合があります
 - 3～5歳児と0～2歳児の市民税非課税世帯は、保育料は無料です
- ☆ 各施設によって、給食費等の諸経費、延長料金等がかかります。

保育施設の入所申込み

- お住まいの区役所で申請してください。
 - 申込みの際には、受付と面接を同時に行いますので、お子さんと一緒にお越しください。
 - 希望される施設については、必ず事前に見学をしてください。
 - 保育施設には定員がありますので、選考があります。
- ☆ 2020年4月入所の申請資料配付、受付期間のスケジュールについては、後ほど説明します。
- 途中入所については、入所を希望する月の前月5日までに、お住まいの区役所での申請になります。
- ※ 幼稚園または認定こども園(幼稚園部門)は、直接、希望の施設でお申込みください。
幼稚園の選考は、施設により方法が違いますので、施設にお尋ねください。

申込みからのスケジュール



Q&A よくある質問

Q1. 預けることのできる時間は？

A1 .保育施設によって、開所時間は違います。就労の場合、基本は、お仕事の時間＋通勤時間です。

Q2. 申し込みをすれば、入れるの？

A2 .保育施設には定員がありますので、選考をします。保育の必要な理由のポイントが高い方から入所が決まりますので、定員以上のお申し込みの場合は、入所できない場合があります。

Q3. 申込書の書き方って、むずかしいの？

A3 .記入見本をお渡ししていますが、動画でも説明します。

9

Q&A よくある質問

Q4. 4月入所でなくても申込みは、できるの？

A4 .はい。毎月1日に、翌月分の空き状況を区役所のホームページでお知らせしています。

Q5. どの保育施設に申し込んだらいいの？

A5 .大阪市ホームページに、保育所の一覧が載っていますので参考にしてください。

大阪市 保育所一覧

検索

10

お 問 い 合 わ せ

お住まいの区役所までお問い合わせください。お電話では、日本語の対応となります。

名称	電話番号	名称	電話番号
北区 保健福祉センター	06-6313-9857	東淀川区 保健福祉センター	06-4809-9857
都島区 保健福祉センター	06-6882-9889	東成区 保健福祉センター	06-6977-9159
福島区 保健福祉センター	06-6464-9857	生野区 保健福祉センター	06-6715-9857
此花区 保健福祉センター	06-6466-9857	旭区 保健福祉センター	06-6957-9857
中央区 保健福祉センター	06-6267-9857	城東区 保健福祉センター	06-6930-9065
西区 保健福祉センター	06-6532-9028	鶴見区 保健福祉センター	06-6915-9107
港区 保健福祉センター	06-6576-9857	阿倍野区 保健福祉センター	06-6622-9865
大正区 保健福祉センター	06-4394-9914	住之江区 保健福祉センター	06-6682-9857
天王寺区 保健福祉センター	06-6774-9857	住吉区 保健福祉センター	06-6694-9857
浪速区 保健福祉センター	06-6647-9895	東住吉区 保健福祉センター	06-4399-9857
西淀川区 保健福祉センター	06-6478-9857	平野区 保健福祉センター	06-4302-9857
淀川区 保健福祉センター	06-6308-9423	西成区 保健福祉センター	06-6659-9824

11

最後までご覧いただき ありがとうございました



12

☐

個人情報に係る同意書及び利用申し込みに係る確認書

次の事項について確認のうえ、☐にシ点をし、署名してください。

- ☐ 申請書・利用調整調査票に記載された内容は、保育に役立てるため、保育の利用調整に必要な範囲で利用が見込まれる保育施設・事業所に情報提供することに同意します。
- ☐ 利用調整の結果、利用内定となった場合は、利用内定の保育施設・事業所に対し、保育の実施に必要な範囲で個人情報を提供することに同意します。
- ☐ 必要書類は、所定の期日までに必ず提出してください。提出がない場合や、期日を過ぎてから提出された場合、決定等に反映されないことがあります。場合によっては、認定却下または、利用調整における加点の対象外、もしくは、減点の対象となります。
- ☐ 提出書類の内容に虚偽があった場合は、決定等を取り消すことがあります。
- ☐ 適正な利用料の算定及び利用調整の実施のため、住民基本台帳、課税台帳等の関係公簿を閲覧することがあります。
- ☐ 利用申込中又は利用中に保護者の認定事由等に変更があった場合は、速やかに保健福祉センター保育担当へ届け出てください（児童・保護者の住所・氏名等が変わる場合、保護者の勤務先が変わる場合、保護者が育児休業を取得する場合等）。なお、就労をやめるなど、保育の必要性がなくなった場合は、保育施設・事業の利用を中止する又は利用申込を取り下げいただく必要があります。
- ☐ 利用申込を取り下げるときは、速やかに保健福祉センターへご連絡いただくとともに、必要書類を提出してください。
- ☐ 育児休業からの復職を理由に申込みされた場合は、原則として利用開始月中に復職し、翌月末までに復職証明書を提出してください。提出がない場合や、期日を過ぎてから提出された場合、決定等を取り消し退所となる場合があります。
- ☐ 就労の内定を認定事由として保育を利用する場合、原則として利用開始月中に就労を開始し、翌月末までに就労・就学等証明書を提出してください。提出がない場合や、期日を過ぎてから提出された場合、決定等を取り消し退所となる場合があります。
- ☐ 利用希望の保育施設または事業所については、事前に見学してください。また利用希望を変更される場合は、指定の期日までに必要書類を提出してください。
- ☐ 転所の申込みをしている場合、利用内定後に辞退をされても、利用中の保育施設・事業所を継続利用することはできず、転所利用開始日の前日をもって退所となります。
- ☐ 保護者の求職活動や出産等を認定事由として保育を利用する場合、認定期間（保育を利用できる期間）が定められます。認定期間中の指定の期日までに認定事由に変更（求職活動ののうち就労開始する等）がなかった場合は、認定期間の満了日をもって保育の利用を終了（退所）とします。
- ☐ 保育の必要性の確認のため、ご家庭や勤務先を電話や訪問により、調査させていただく場合があります。
- ☐ 令和2年4月1日より利用開始を希望する方の支給認定の通知は、事務が集中し審査に時間を要するため、令和2年2月以降となります。
- 平成31年1月以降に保護者が婚姻・離婚をされたことにより、保護者の扶養関係が変化した場合は、下欄の☐にシ点をしてください（正しく利用者負担額を算定するために必要になります）。
- ☐平成31年1月以降に保護者が婚姻・離婚をしたことにより、扶養関係が変化したしました。

大阪市

保健福祉センター所長

令和 年 月 日

保護者氏名

保護者氏名

以上、同意及び確認のうえ署名します。

☐

A Written Consent for Release of Personal Information and A Written Confirmation Regarding Application for Nursery School

Please check all the boxes on the left after reading the items and sign at the bottom.

- ☐ I agree to share the information written in the application form and utilization adjustments questionnaire that is necessary for child care utilization adjustments, to daycare facilities that may be utilized for the purpose of optimizing childcare service.
- ☐ In case I got an unofficial approval after screening, I agree to share my personal information necessary for childcare to the approving facility.
- ☐ I agree to submit all of the documents for application by the deadline. I acknowledge that if I fail to submit them or submit after the deadline, they will not be reflected in the points assessment. I acknowledge that I may be rejected, or have a disadvantage in the user adjustment process, such as getting no points or point deductions.
- ☐ In case there are any false information in my application, I acknowledge that my unofficial approval may be cancelled.
- ☐ I acknowledge that Osaka City officials may consult my basic register of residents, my property tax ledger or etc. to make a proper adjustments for utilization and for computing the usage fees..
- ☐ If there are any changes in the approved reasons of the parents(guardians) for child care, immediately notify the child care officer of the Health and Welfare Center. (Change in address or names of children and parents, change in parents' workplace, when a parent takes maternity/paternity leave, etc) If you no longer need childcare services, such as when you quit your job, you need to withdraw your application, or to stop taking childcare services.
- ☐ If you will withdraw your application, please contact the Health and Welfare Center and submit the necessary documents as soon as possible.
- ☐ If you are applying because you will go back to work after a maternity/paternity leave, you need to get back to work basically on the month you start utilizing the facility and you have to submit your reinstatement certificate by the end of the following month. If you fail to submit it before the deadline, the approval for utilization would be cancelled and your child would have to leave the facility.
- ☐ If you apply because of getting an informal employment notice, you need to start working basically on the month you start utilizing the facility and you need to submit your certification of employment-admission basically by the end of the following month. If you fail to submit before the deadline, the approval for utilization would be cancelled and your child would have to leave the facility.
- ☐ Please visit the nursery school you wish to apply beforehand. If you wish to change your preferred facility, please submit the necessary documents before the designated deadline.
- ☐ If you are applying for a transfer of facility, you will not be able to cancel it once you get approved. You will be required to leave your current facility one day before you the day of transfer.
- ☐ If you will apply for the service because of job-seeking activities, pregnancy or childbirth, you will be given the approved period of utilization. If there is no change in your situation (i.e. when you start working after job seeking activities,) by the end of the approved period, utilization of child care service will end on the last day of the approved period.
- ☐ Osaka City officials may call you or visit your house or workplace to confirm the information in your application.
- ☐ Since the screening process will take time due to the concentration of work, notification for applications for utilization starting from April 1st, 2020 will be sent in February 2020.
 - If familial relationship changed due to parents'/guardians' marriage or divorce in or after January 2019 and onwards, please check the box below on the left. (It is necessary to calculate fee correctly.)
- ☐ Familial relationship has changed because of parents'/guardians' marriage or divorce in or after January 2019.